

---

監 査 委 員

---

29年監査公表第10号

平成28年度に執行した監査の結果（平成29年2月10日から平成29年3月31日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年10月27日

京都府監査委員	片 山	誠 治
同	田 中	健 志
同	森	敏 行
同	井 上	元

## 定 期 監 査

## 監査の結果

## 【例月出納検査】

## (1) 健康福祉部

家庭支援課（監査実施年月日：平成29年2月23日・27日）

## （指摘）

報償費及び旅費の支払遅延が再発している事例が認められた。

## （措置の内容）

監査終了後、直ちに課内全員に指摘事項を周知した。

また、課内で会議情報を共有し、各事務担当者が、案件起案時に必ず部内進捗管理用の委員報酬等支払計画兼チェック表へ登録することとし、所属長を中心として、支払の遅延が発生することのないよう組織的な進行管理を徹底した。

## (2) 教育委員会

教職員課（監査実施年月日：平成29年3月27日・30日）

## （指摘）

管理職手当等の認定誤り及びその支給が大幅に遅延している事例が認められた。

## （措置の内容）

直ちに、課内で事案を周知し、他に手当等の認定誤りや遅延案件はないか点検を行うとともに、給与制度を理解の上、適正な給与支給を行うよう徹底した。

また、各教育局に対して、給与支給要件に変更が生じた場合には速やかに報告するよう再度、周知徹底した。